

令和4年9月1日

監理団体 代表者 各位

実習実施者 各位

外国人技能実習機構技能実習部長

### 技能実習計画の早期認定申請のお願い及び認定申請等書類の確認について

平素より適正な技能実習の実施に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウィルス感染症拡大の影響を受け、技能実習生の入国が大幅に制限されておりましたが、本年3月から、水際対策強化に係る新たな措置（27）に基づく技能実習生を含めた外国人の入国が開始されるとともに、技能実習計画の新規申請も徐々に増加しつつあります。

技能実習計画の認定申請については、原則として、技能実習の開始予定日の6か月前から受付可能ですが、本年3月から6月までに入国した技能実習生の第2号技能実習認定申請については秋以降に集中することが予想されることから、特例として技能実習開始予定日の8か月前から受け付けることとしますので、できる限り早め（本年3月入国の技能実習生については11月まで、4月入国の技能実習生については12月まで、5月入国の技能実習生については令和5年1月まで）に申請していただきますよう御協力をお願いします。

技能実習開始予定日が近づいてから申請が集中しますと、特に申請内容の補正や追加資料が必要な場合、至急での御対応をお願いするなど申請者の皆様への御負担がえるるとともに、審査が滞るおそれがあります。こうした状況を避けるためにも早期の申請をお願いいたします。

また、第1号技能実習から第2号技能実習への移行には技能検定基礎級又は技能実習評価試験初級の合格が必要とされていますが、技能検定注意喚起リーフレット（<https://www.mhlw.go.jp/content/000983211.pdf>）等でもご案内しているとおり、受検申し込みは技能実習の修了6か月前までとしているところ、入国制限緩和に伴い受検の混雑が見込まれますので、申し込み期限までに確実に行っていただきますようお願いします。（参考添付：技能実習生の「技能検定」に関する注意点リーフレット）

なお、技能実習計画は、技能実習を適正に実施するための基礎となるものであり、団体監理型技能実習に係る同計画の策定に関しては、監理団体の指導の下、

実習実施者において検討を重ねられていることと承知しておりますが、提出された技能実習計画認定申請等書類の記載内容に誤記等が散見されております。

これらは適正な技能実習の実施を妨げることにもつながりかねない上、資料の提出漏れや不十分な記載により追加提出や修正を依頼する場合も多く、審査の長期化を招く一因となり、技能実習開始予定日までに認定を受けることができなくなる場合があります。

つきましては、技能実習計画認定申請等書類を提出される際には、提出前に再度、申請書類一式の記載内容に不備がないか、また提出資料に漏れがないかに御注意いただき、特に「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表」の留意事項について確認不足が多く見受けられますので、必ず確認を行っていただけようお願いします。

また、監理団体におかれましては、傘下実習実施者への御指導も併せてお願いします。

技能実習計画の認定申請について、特に御留意いただきたい点を下記にまとめましたので、御確認いただくとともに、外国人技能実習機構ホームページに各申請書類の記載例を掲載しておりますので、御活用いただくようお願いします。

(<https://www.otit.go.jp/youshiki/>)。なお、本記載例についてはより有益なものとするべく現在改定作業を進めており、作業が完了したものから順次外国人技能実習機構ホームページに掲載する予定です。

## 記

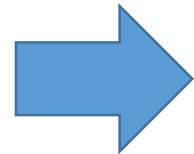
- (1) 技能実習期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式 1-19）提出時「宿泊施設の見取り図」が必要であるため、忘れずに提出すること。
- (2) 貸借対照表ら直近の年度で債務超過が認められる場合、「公的な資格を有する第三者の評価書」が必要であるため、忘れずに提出すること。
- (3) 別記様式第 1 号の記載情報と参考様式は整合性がとれた内容とすること。  
(例：「技能実習生の待遇」であれば参考様式 1-14、1-16、1-19)
- (4) 建設関係職種や漁船漁業職種等の特定職種に関して、従来の提出書類に加えて職種専用の申請書類があるため、忘れずに提出すること。
- (※) 初めて技能実習計画の認定を受けた実習実施者においては、外国人技能実習機構に実習実施者届出書を確実に提出させるとともに、当該届出書を提出した以降の計画認定申請の際には、技能実習計画書に実習実施者届出受理番号を必ず記載願います。

以上

# 技能実習計画の早期申請に ご協力ください

## ○現行

技能実習計画の認定申請は原則、技能実習開始予定日の6か月前から3か月前まで



令和4年3～6月に入国した技能実習生の第2号技能実習計画認定申請については

**8か月前から受け付けます**

できる限り早め（3月入国は11月まで、4月入国は12月まで、5月入国は令和5年1月まで）に申請をお願いします

※追加資料が必要なときなど審査に時間がかかる場合がありますので、期間に余裕をもった申請をお願いしています。

外国人技能実習機構ホームページに、各申請書類の間違えやすい箇所や記載のポイントをまとめた記載例を掲載しておりますので、申請書類の修正・再提出を防ぐために、ぜひともご活用ください。  
(<https://www.otit.go.jp/youshiki/>) 記載例を活用するメリットについてはこちら（裏面）



# 記載例を活用するメリットは

- 申請書類の修正・再提出を防ぐことによる申請者の作業負担の軽減
- 不十分な記載を防ぐことで、適正な技能実習計画の作成が可能
- 申請書類の修正・再提出による審査期間延長の抑制
- 今後の申請においても誤りのない効率的な書類作成が可能

(※記載例見本)

別記様式第1号 (第4条第1項関係) 第2面 A・B・C・D・E・F		第二号団体監理型技能実習（E）、そう菜製造業・そう菜加工作業のモデル例です。 実際の技能実習の区分・職種・作業に応じて作成してください。 なお、そう菜製造業・そう菜加工作業等、厚生労働省のHPに掲載されている技能実習計画の審査基準に第三号技能実習に係る審査基準が示されていない職種・作業については、第三号技能実習は行えません。		
技能実習計画				
作成日： 20××年〇〇月〇〇日				
1 申 請者  法 人	①実習実施者届出受理番号 ※実習実施者届出受理番号を得ている場合に記載  (ふりがな) ②氏名又は名称  機構 株式会社 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">●電話番号は、住所に応じたものを記載。 連絡先が異なる場合は、備考欄に記載。</span>		第二号技能実習（B・E）、そう菜製造業・そう菜加工作業のモデル例です。実際の職種・作業に応じて作成してください。 もので、実際の職種・作業に応じて作成してください。 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">●住民票の写しに代えて、誓約書を提出する場合であっても、「役員の氏名」は全員分記載。 ●住民票は、本籍の記載があるものと提出。</span>	
	③住所  〒〇〇〇-〇〇〇〇 事務所〇〇区〇〇町〇一〇一〇 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">●法人番号は、1桁の検査用数字（チェックデジット）+12桁の基礎番号（登記簿に記載された番号）=13桁の数字。</span>		④ ⑤法人番号  ○○○○○○○○○○○○○○ <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">●法人番号は、1桁の検査用数字（チェックデジット）+12桁の基礎番号（登記簿に記載された番号）=13桁の数字。</span>	
	⑥役員の氏名、役職名及び住所 (ふりがな) ① きこう たろう 代表取締役 機構 太郎 ② きこう はなこ 常務取締役 機構 花子 ③ きこう じろう 〒〇〇〇-〇〇〇〇			

別記様式第1号 (第4条第1項関係) 第5面 B・C・E・F		第二号技能実習（B・E）、そう菜製造業・そう菜加工作業のモデル例です。実際の職種・作業に応じて作成してください。 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">●厚生労働省のHPに掲載されている技能実習計画の審査基準、技能実習計画のモデル例等を参照して、移行対象職種・作業において技能実習生に従事させる業務の具体的な内容を検討し、技能実習計画に盛り込んでいくことが必要です。</span>																																																				
実習実施予定表（1年目）																																																						
技能実習を行わせる事業所 ① 事業所名 機構株式会社大阪工場 所在地 大阪府〇〇市〇〇町〇一〇一〇 ② 事業所名 ③ 事業所名 實習期間 2018年 5月 1日 ~ 2019年 4月 30日																																																						
技能実習の内容 必須業務、間接業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所</th> <th rowspan="2">合計時間</th> <th colspan="12">月・時間数</th> </tr> <tr> <th>1月 目</th> <th>2月 目</th> <th>3月 目</th> <th>4月 目</th> <th>5月 目</th> <th>6月 目</th> <th>7月 目</th> <th>8月 目</th> <th>9月 目</th> <th>10月 目</th> <th>11月 目</th> <th>12月 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 ① きこう 加工作業 ①下処理作業 1. 食材の洗浄作業 2. 食材の選別作業 3. 食材の皮剥き・粗カット等作業 ②調理作業 i) 加熱処理（製品に応じて炊く、茹でる、揚げる、炒める、煮るを行う） 1. 食材（下処理済）の準備作業 2. 大量製造用調理機械・器具等の準備・運転操作作業 3. 調理・加熱温度測定作業 4. 調理製品の確認（マニユアル通り）作業 ii) 非加熱処理 1. 食材計量作業 2. 大量製造用調理機</td> <td rowspan="2">8 6 4 h</td> <td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td> </tr> <tr> <td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td><td>△h</td> </tr> </tbody> </table>				事業所	合計時間	月・時間数												1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目	1 ① きこう 加工作業 ①下処理作業 1. 食材の洗浄作業 2. 食材の選別作業 3. 食材の皮剥き・粗カット等作業 ②調理作業 i) 加熱処理（製品に応じて炊く、茹でる、揚げる、炒める、煮るを行う） 1. 食材（下処理済）の準備作業 2. 大量製造用調理機械・器具等の準備・運転操作作業 3. 調理・加熱温度測定作業 4. 調理製品の確認（マニユアル通り）作業 ii) 非加熱処理 1. 食材計量作業 2. 大量製造用調理機	8 6 4 h	△h																						
事業所	合計時間	月・時間数																																																				
		1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目																																									
1 ① きこう 加工作業 ①下処理作業 1. 食材の洗浄作業 2. 食材の選別作業 3. 食材の皮剥き・粗カット等作業 ②調理作業 i) 加熱処理（製品に応じて炊く、茹でる、揚げる、炒める、煮るを行う） 1. 食材（下処理済）の準備作業 2. 大量製造用調理機械・器具等の準備・運転操作作業 3. 調理・加熱温度測定作業 4. 調理製品の確認（マニユアル通り）作業 ii) 非加熱処理 1. 食材計量作業 2. 大量製造用調理機	8 6 4 h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h																																										
		△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h	△h																																									
<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">●そう菜製造業・そう菜加工作業等、厚生労働省のHPに掲載されている技能実習計画の審査基準において、第三号技能実習に係る審査基準が示されていない職種・作業については、第三号技能実習は行えません。</span>																																																						

# 技能実習生の「技能検定」に関する注意点



技能実習計画の認定を受けたら、速やかに外国人技能実習機構へ受検申請をしてください。

- 技能実習1号から2号、2号から3号に移行するためには、技能検定に合格する必要があります。

また、移行の有無に関わらず、以下の受検が義務付けられています。

- ・ 技能実習1号修了までに「基礎級」技能検定（実技と学科試験）
- ・ 技能実習2号修了までに「随時3級」技能検定（実技試験）
- ・ 技能実習3号修了までに「随時2級」技能検定（実技試験）

⚠️ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により入国できなかった技能実習生が、2022年3月以降数ヶ月間に集中して入国した影響で、特に基礎級（初級）の受検は混雑が見込まれています。6ヶ月前までの確実な申し込みをお願いします。

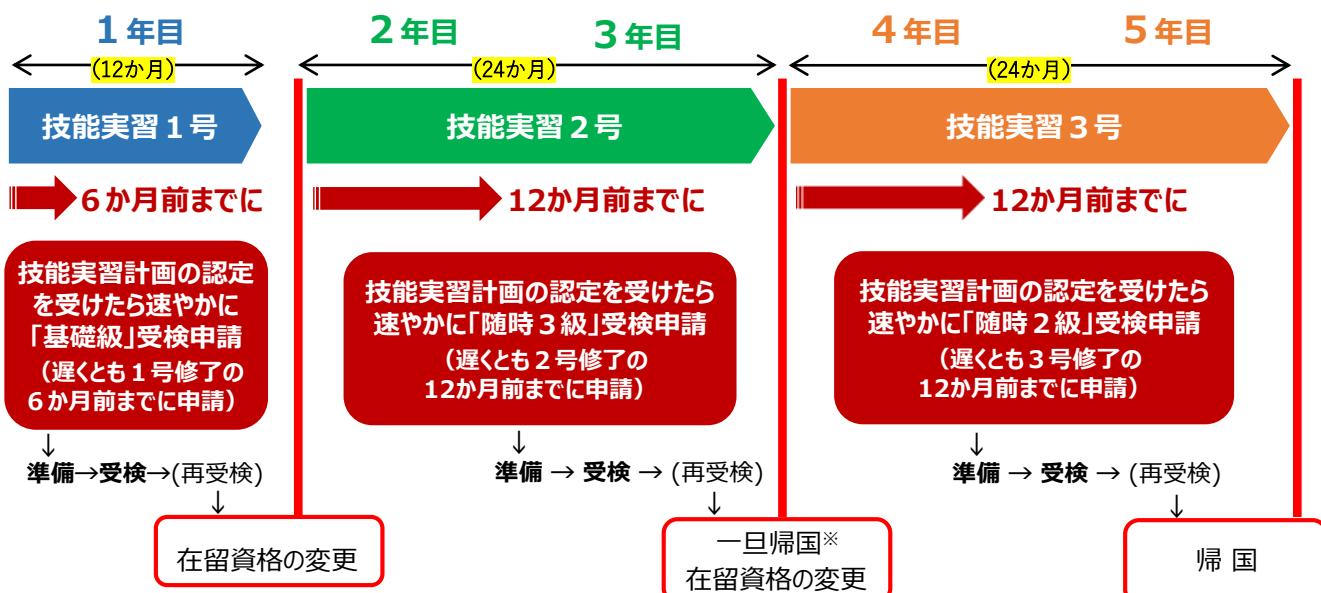
⚠️ 都道府県によっては、受検時期（通常は修了の3ヶ月前めど）を前倒しで調整することがあります。（都道府県協会にご確認ください）

- 受検手続きが遅れた場合、試験日が在留期間終了の直前となってしまうことがあります。その試験で不合格となった場合、再受検が受けられなくなったり、場合によっては試験日が確保できず、そもそも受検ができなくなる恐れがあるので、ご注意ください。



次頁の留意事項を確認し、余裕を持って検定内容に合った技能実習と、検定試験のための準備をしてください。

- 技能検定（特に実技試験）は、試験の実施に当たり機材の準備、試験会場の確保など、受検申請の手続き開始から試験まで、一定の時間が必要です。



※ 3号実習開始前または開始後1年の間



厚生労働省

人材開発統括官

# 技能検定受検に関する留意事項

技能実習制度は、開発途上地域などへの技能などの移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。

そのため、技能実習制度が利用できる職種のうち、一部のものについては、技能実習の目標として、該当する職種に関する技能検定に合格することを掲げており、それらの職種の技能実習を行う場合は、必ず技能検定を受検しなくてはなりません。

## 1 技能検定の内容を事前に確認しておきましょう。

実習内容は、技能検定合格に必要な技能が修得されるものとする必要があります。過去の試験問題を参考に、どのような技能検定が行われるかあらかじめ確認し、技能実習計画を作成してください。

また、都道府県によっては、一部の職種について技能検定を実施しない場合がありますので、技能実習を実施する都道府県の技能検定実施計画についても事前にご確認いただき、技能実習の目標としている技能検定が実施されていない場合は、各都道府県職業能力開発協会までご相談ください。

## 2 外国人技能実習機構へ受検手続き支援を申し込みましょう。

**1号実習生(1年目)は、技能実習計画の認定を受けたら速やかに（遅くとも実習が修了する6か月前まで）、また、2号実習生(2～3年目)と3号実習生(4～5年目)は、技能実習計画の認定を受けたら速やかに（遅くとも実習が修了する12か月前まで）に、お申し込みください。**

外国人技能実習機構では、技能実習生が、技能実習の各段階で技能検定を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、受検手続きの支援を行っています。監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関に取り次ぐことで、試験実施に関する日程調整などが円滑になるようにします。また、試験実施機関からの合否結果を迅速に把握することで、技能実習計画認定の審査への円滑な反映などにつなげています。

監理団体または企業単独型実習実施者は、外国人技能実習機構が提供する「受検手続き支援サイト」(<https://www.jukken.otit.go.jp>)で、上記の期限内に必ず受検手続き支援の申請をお願いします（申請の際は、「個人情報の取り扱いに係る同意書」も必要です）。

## 3 再受検の可能性もあります。余裕を持って受検しましょう。

技能検定で不合格だった場合、技能実習期間中の再受検は1回までとされています。申請手続きが遅れた場合、実習期間中に試験日が設定できなくなるおそれがあり、設定できたとしても、その試験で不合格の場合に再受検の日程を確保するゆとりがないことになります。

また、確実に受検できるよう、試験実施日の30日前までには、申請書類（受検申請書、在留カードの写しなど）を全て揃えておくよう実習生とともに確認してください。

## 4 実技試験の実施に必要な設備等について、お願ひです。

実技試験の適切な実施の観点から、試験に必要な設備、機器（実技試験実施要領の設備基準に適合したもの）などが確保できる試験会場を、原則として、監理団体が実習実施者にご準備いただくよう、都道府県職業能力開発協会からお願いしていますので、ご理解とご協力ををお願いします。詳細は、各都道府県職業能力開発協会にお問い合わせください。

## 5 技能検定委員の推薦について、ご理解をお願いします。

試験日程の関係などから、監理団体または実習実施者に、受検者が所属する企業以外の方による技能検定委員の推薦を依頼することがありますので、ご理解とご協力ををお願いします。詳細は、各都道府県職業能力開発協会にお問い合わせください。

# 受検申請から合格証書交付までの流れ

※ 都道府県によっては、受検時期（通常は修了の3ヶ月前めど）を前倒しで調整することがあります。  
(都道府県協会にご確認ください)

監理団体（実習実施者）

## ① 受検申請

技能実習計画の認定を受けたら速やかに受検手続支援サイトにて受検申請してください。遅くとも在留期間が半分過ぎる前まで（**1号：修了の6か月前まで**、2号・3号：修了の12か月前まで）に申請します。

※外国人技能実習機構の有する情報を都道府県職業能力開発協会に、都道府県職業能力開発協会の有する情報を外国人技能実習機構に、それぞれ提供することについての同意書が必要です。

受検手続支援サイト  
(外国人技能実習  
機構)

## ② 受検日の連絡

1号：修了の4～5か月前めど※、2号および3号：修了の7～8か月前めど

## ③ 受検申請書送付・受検手数料納付

## ④ 受検票交付

## ⑤ 試験に用いる設備等が基準に適合しているかの確認

## ⑥ 試験実施～⑦一部合格通知の交付（一部合格の場合）

1号：修了の3か月前めど※、2号：修了の6か月前めど

3号：修了の6か月前めどから計画満了日まで

※都道府県の実情によって異なります

都道府県  
職業能力開発協会  
(指定試験機関)

## ⑧ 合格証書の交付（学科と実技の両方に合格した場合）

都道府県  
(指定試験機関)

## よくあるご質問

Q. 過去に実施された試験問題を閲覧できますか。

A. 都道府県が実施する技能検定については、技能検定試験問題公開サイト (<https://www.kentei.javada.or.jp/>) で閲覧できます。

Q. 試験会場はどこでもよいのですか。

A. 作業に必要なスペースの確保など、職種ごとに一定の基準が定められています。その基準を満たす会場として、都道府県職業能力開発協会が認めた会場でなければなりません。  
詳細は、事前に都道府県職業能力開発協会にご照会ください。

Q. 試験日や試験会場を変更することはできますか。

A. できません。

Q. 病気などで受検できなくなった場合、受検手数料は返してもらえますか。

A. お支払いされた受検手数料は、理由の如何を問わず返還することはできません。

Q. 外国人技能実習機構の受検手続支援サイトを利用せず、直接、都道府県職業能力開発協会に申し込むことはできますか。

A. 円滑な受検手続のため、外国人技能実習機構が提供する受検手続支援サイトを通して、受検手続を行っていただくようお願いしていますので、ご理解とご協力ををお願いいたします。

Q. 都道府県職業能力開発協会により、受検申請手続きや実技試験の準備など、運営方法が違うのですが、統一できませんか。

A. 都道府県職業能力開発協会では、都道府県ごとに管内の実情が異なる中、多数の外国人技能実習生に対し、円滑に試験が実施できるよう、運営方法を定めていますので、ご理解とご協力ををお願いいたします。

# 外国人技能実習機構（受検手続支援窓口）

【住所】〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 【電話】03-6712-1974  
 【受検手続支援サイト】<https://www.jukken.otit.go.jp> 【機構HP】<https://www.otit.go.jp>

## 都道府県職業能力開発協会または指定試験機関が実施する技能検定職種のお問い合わせ先

協会名	郵便番号	所在地	電話番号	ホームページアドレス
北海道職業能力開発協会	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1-1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2386	<a href="https://www.h-syokunou.or.jp/">https://www.h-syokunou.or.jp/</a>
青森県職業能力開発協会	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内	017-738-5561	<a href="http://www.a-noukaikyo.com/">http://www.a-noukaikyo.com/</a>
岩手県職業能力開発協会	028-3615	紫波郡矢巾町大字南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4620	<a href="https://www.noukai.com/">https://www.noukai.com/</a>
宮城県職業能力開発協会	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-271-9260	<a href="http://www.miagi-syokunou-kyoukai.com/">http://www.miagi-syokunou-kyoukai.com/</a>
秋田県職業能力開発協会	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県職業訓練センター内	018-862-3510	<a href="http://www.akita-shokunou.org/">http://www.akita-shokunou.org/</a>
山形県職業能力開発協会	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-644-8562	<a href="http://www.y-kaihatu.jp/">http://www.y-kaihatu.jp/</a>
福島県職業能力開発協会	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5階	024-525-8681	<a href="http://business2.plala.or.jp/fuvada/">http://business2.plala.or.jp/fuvada/</a>
茨城県職業能力開発協会	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647	<a href="https://www.ib-syokkyo.com/">https://www.ib-syokkyo.com/</a>
栃木県職業能力開発協会	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館	028-643-7002	<a href="http://www.tochi-vada.or.jp/">http://www.tochi-vada.or.jp/</a>
群馬県職業能力開発協会	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761	<a href="http://www.gvada.jp/">http://www.gvada.jp/</a>
埼玉県職業能力開発協会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5階	048-827-0075	<a href="http://www.saitama-vada.or.jp/">http://www.saitama-vada.or.jp/</a>
千葉県職業能力開発協会	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-1150	<a href="http://chivada.or.jp/">http://chivada.or.jp/</a>
東京都職業能力開発協会	101-8527	千代田区内神田1-1-5 東京都産業労働局神田庁舎5階	03-6631-6054	<a href="http://www.tokyo-vada.or.jp/">http://www.tokyo-vada.or.jp/</a>
神奈川県職業能力開発協会	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階	045-633-5423	<a href="https://www.kan-noukaikyo.or.jp/">https://www.kan-noukaikyo.or.jp/</a>
新潟県職業能力開発協会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4階	025-283-2155	<a href="http://www.nvada.com/">http://www.nvada.com/</a>
富山県職業能力開発協会	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル2階	076-432-9887	<a href="http://www.toyama-noukai.or.jp/">http://www.toyama-noukai.or.jp/</a>
石川県職業能力開発協会	920-0862	金沢市芳賀1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3階	076-262-9020	<a href="https://ishivada.com/">https://ishivada.com/</a>
福井県職業能力開発協会	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル4階	0776-27-6360	<a href="http://www.fukui-shokunou.jp/">http://www.fukui-shokunou.jp/</a>
山梨県職業能力開発協会	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916	<a href="http://www.yavada.jp/">http://www.yavada.jp/</a>
長野県職業能力開発協会	380-0836	長野市大字南長野南県町688-2 長野県婦人会館3階	026-234-9050	<a href="http://www.navada.or.jp/">http://www.navada.or.jp/</a>
岐阜県職業能力開発協会	509-0109	各務原市テクノプラザ1-18岐阜県人材開発支援センター内	058-322-3678	<a href="https://www.gifu-shokunou.or.jp/">https://www.gifu-shokunou.or.jp/</a>
静岡県職業能力開発協会	424-0881	静岡市清水区楠160	054-345-9377	<a href="https://www.shivada.com/">https://www.shivada.com/</a>
愛知県職業能力開発協会	451-0035	名古屋市西区浅間2-3-14 愛知県職業訓練会館内	052-524-2039	<a href="http://www.avada.or.jp/">http://www.avada.or.jp/</a>
三重県職業能力開発協会	514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎4階	059-228-2732	<a href="http://www.mivada.or.jp/">http://www.mivada.or.jp/</a>
滋賀県職業能力開発協会	520-0865	大津市南郷5-2-14	077-533-0850	<a href="https://shiga-noukaikyo.or.jp/">https://shiga-noukaikyo.or.jp/</a>
京都府職業能力開発協会	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5075	<a href="http://www.kyo-noukai.com/">http://www.kyo-noukai.com/</a>
大阪府職業能力開発協会	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6階	06-6534-7510	<a href="https://www.osaka-noukai.jp/">https://www.osaka-noukai.jp/</a>
兵庫県職業能力開発協会	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1階	078-371-2091	<a href="https://www.noukai-hyogo.jp/">https://www.noukai-hyogo.jp/</a>
奈良県職業能力開発協会	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2階	0742-24-4127	<a href="http://www.aaa.nara.nara.jp/">http://www.aaa.nara.nara.jp/</a>
和歌山県職業能力開発協会	640-8272	和歌山市砂山南3-3-38 和歌山技能センター内	073-425-4555	<a href="http://w-syokunou.com/">http://w-syokunou.com/</a>
鳥取県職業能力開発協会	680-0845	鳥取市富安2-159 久本ビル5階	0857-22-3494	<a href="http://www.hal.ne.jp/syokunou/">http://www.hal.ne.jp/syokunou/</a>
島根県職業能力開発協会	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2階	0852-23-1755	<a href="http://www.noukai-shimane.or.jp/">http://www.noukai-shimane.or.jp/</a>
岡山県職業能力開発協会	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10 アマノビル3階	086-225-1547	<a href="http://www.okayama-syokunou.or.jp/">http://www.okayama-syokunou.or.jp/</a>
広島県職業能力開発協会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5階	082-245-4020	<a href="http://www.hirovada.or.jp/">http://www.hirovada.or.jp/</a>
山口県職業能力開発協会	753-0051	山口市旭通り2丁目9-19 山口建設ビル3階	083-922-8646	<a href="http://y-syokunou.com/">http://y-syokunou.com/</a>
徳島県職業能力開発協会	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-663-2316	<a href="https://www.tokunoukai.jp/">https://www.tokunoukai.jp/</a>
香川県職業能力開発協会	761-8031	高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内	087-882-2854	<a href="http://www.noukai-kagawa.or.jp/">http://www.noukai-kagawa.or.jp/</a>
愛媛県職業能力開発協会	791-8057	松山市大可賀2丁目1番28号 アイテムえひめ内	089-993-7301	<a href="https://www.ehime-noukai.or.jp/">https://www.ehime-noukai.or.jp/</a>
高知県職業能力開発協会	781-5101	高知市布師田3992-4	088-846-2300	<a href="https://www.kovada.or.jp/">https://www.kovada.or.jp/</a>
福岡県職業能力開発協会	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2階	092-671-1238	<a href="http://www.fukuoka-noukai.or.jp/">http://www.fukuoka-noukai.or.jp/</a>
佐賀県職業能力開発協会	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6408	<a href="https://saga-noukai.com/">https://saga-noukai.com/</a>
長崎県職業能力開発協会	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21	095-894-9971	<a href="https://www.nagasaki-noukai.or.jp/">https://www.nagasaki-noukai.or.jp/</a>
熊本県職業能力開発協会	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-285-5818	<a href="http://www.noukai.or.jp/">http://www.noukai.or.jp/</a>
大分県職業能力開発協会	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-3651	<a href="http://www.noukai-oita.com/">http://www.noukai-oita.com/</a>
宮崎県職業能力開発協会	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3	0985-58-1570	<a href="http://www.syokuno.or.jp/">http://www.syokuno.or.jp/</a>
鹿児島県職業能力開発協会	892-0836	鹿児島市錦町9-14	099-226-3240	<a href="http://syokunou.or.jp/">http://syokunou.or.jp/</a>
沖縄県職業能力開発協会	900-0036	那覇市西3-14-1	098-862-4278	<a href="https://oki-vada.or.jp/">https://oki-vada.or.jp/</a>
【ビルクリーニング】(公社)全国ビルメンテナンス協会	116-0013	東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館5階	03-3805-7560	<a href="http://www.j-bma.or.jp/">http://www.j-bma.or.jp/</a>
【機械保全】(公社)日本プラントメンテナンス協会	101-0051	東京都千代田区神田神保町3-3 神保町SFⅢビル5階	03-6865-6083	<a href="http://www.kikaihozenshi.jp/">http://www.kikaihozenshi.jp/</a>